

令和4年第1回定例会（6月議会）

農林水産委員会提出資料

（所管事項関係）

令和4年6月2日

農 林 水 産 部

目 次

- 1 農林水産業及び農山漁村に関する年次報告について〔農林政策課〕 ----- 1
- 2 林内路網整備に関する年次報告について〔森林整備課〕 ----- 4

1 農林水産業及び農山漁村に関する年次報告について

農林政策課

「秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例」に基づき、令和3年度の農林水産業及び農山漁村の動向並びにその振興に関し県が講じた施策を報告する。

秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例（平成15年3月11日施行）
（年次報告）

第8条 知事は、毎年、農林水産業及び農山漁村の動向並びに農林水産業及び農山漁村の振興に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、県議会に提出するとともに、公表しなければならない。

1 農林水産業及び農山漁村の動向

(1) 概要

ア 農業分野

- 令和2年の農業産出額は1,898億円（全国18位）で、前年に比べて33億円減少。
- 部門別では、米が1,078億円で全体の56.8%を占めるものの、野菜301億円、果実89億円、花き26億円、畜産365億円となるなど、米以外の部門の合計は820億円となり、過去20年間で最高額。

イ 林業分野

- 令和2年の素材生産量は1,123千 m^3 （対前年比87.1%）、製材品出荷量は199千 m^3 （対前年比85.4%）となり、ともに減少。

ウ 水産業分野

- 令和2年の海面漁業生産量は5,979 t で対前年比105.8%と増加したが、産出額は26億円と横ばい。

エ 農山漁村分野

- 令和3年度の農業・農村の有する多面的機能を維持するための共同活動の取組面積は97,867ha（農振農用地面積の約67%）で横ばい。

(2) トピックス（令和3年度の特徴的な動きを紹介）

- 「農林漁業振興臨時対策基金を活用した事業の成果」など25項目のトピックスを掲載（冊子：トピックス集 P89～116）。

2 農林水産業及び農山漁村の振興に関し県が講じた施策

県が令和3年度に講じた施策について掲載（冊子：第2部 P117～136）。

(1) 秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成

- 農地中間管理機構による農地集積・集約化を促進し、978経営体に対して2,380haの農地を貸付。
- 新規就農に向けた技術習得研修（フロンティア育成研修等）を61人に対して実施したほか、若者の就農意欲の喚起と就農定着を図るため、50歳未満の自営就農者等272人に農業次世代人材投資資金を給付。
- 企業的農業経営体を育成するため、農業法人へ経営コンサルタントを派遣し、次世代経営を実現する戦略の策定や組織体制の再構築等の取組を支援。
- 秋田林業大学校において、専門性と実践力を高める研修を実施し、第6期研修生16人全員が県内の森林組合や林業事業体等に就職。

(2) 複合型生産構造への転換の加速化

- 園芸メガ団地等は、令和3年度までに50団地の整備が完了し、能代市轟地区をはじめ3団地で販売額1億円を達成。
- 日本一を目指す「しいたけ」について、生産施設等の整備を支援した結果、京浜中央卸売市場において、出荷量・販売額・販売単価の3部門で日本一となる三冠王を3年連続で獲得。
- 養豚2経営体、肉用牛1経営体に対し畜舎等の整備を支援し、令和3年度までに52団地の整備が完了したほか、4経営体に対し、繁殖雌牛31頭、肥育素牛215頭の導入を支援。
- 県産畜産物のブランド化を図るため、首都圏の著名なレストラン等9店舗で秋田牛のメニュー化に取り組んだほか、比内地鶏の夏場の需要拡大に向け、県内外の飲食店・小売店112店舗でのサマーキャンペーンや、県内事業者が取り組む試食宣伝活動を支援。

(3) 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用

- 実需者や消費者に選ばれる米産地への転換を進めるため、89経営体等に対し、業務用米等の生産拡大に必要な機械等の導入を支援。
- 米、麦、大豆の生産に必要な優良な種子の生産・供給を図るため、産米改良協会やJA、採種組合と連携した取組を実施。
- 県内外での「サキホコレ」の先行販売のほか、パッケージデザイン発表イベントやプレデビューイベント、キャンペーン等を実施。また、令和4年産の生産団体として、16団体、742haを登録。
- 水稻と大豆の大規模土地利用型経営体において、自動操舵システムを活用した機械作業体系の現地実証を実施。
- ほ場整備を62地区762haで実施し、農業法人等への農地集積と農作業の効率化を図るとともに、高収益作物の品質・収量の向上に向け、地下かんがいシステムを908haで整備。

(4) 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化

- 農産加工等による経営の多角化や生産能力の増強を図る農業法人に対し、取組に必要な機械・設備の導入を支援。
- 国内外で需要が高まるパックご飯の施設整備を支援し、県内初の製造工場が完成・稼働。
- 米国市場を対象として、付加価値の高い製品の輸出戦略に必要なマーケット調査を実施するとともに、木材加工企業向けセミナーを開催。
- 県内で初めて高病原性鳥インフルエンザが発生し、発生農場の防疫措置を行うとともに、まん延を防止するため、飼養衛生管理基準の遵守を指導。

(5) 「ウッドファーストあきた」による林業・木材産業の成長産業化

- 県産材利用を促進するため、一定割合以上の県産材を利用して住宅を建築する16の工務店グループの74者に対して支援。
- 計画的な森林施業を実施するため、全県の森林簿及び森林計画図の整備と地域森林計画の策定を実施。
- 木材の安定供給や森林施業の集約化を推進するため、林業専用道21路線を開設したほか、33台の高性能林業機械の導入を支援。
- 県産材の販路拡大を図るため、木材加工企業3社が米国へ製材品を輸出。

(6) つくり育てる漁業と広域浜プランの推進による水産業の振興

- 魚価の下落に伴う漁業収入や外出自粛に伴う遊漁料収入の減少が、放流規模の縮小や資源の減少につながらないように、アワビやサクラマスの子苗放流を支援。
- オンライン販売の実施に必要な許可等に関する講習会を開催したほか、産直サイト上で秋田県特設ページ制作等を支援。
- 効率的な操業を実践する漁業者を育成するため、操業情報のデジタル化や海況データの共有に必要な機器等を整備。
- 機能的で安全な漁港の整備による水産物の生産・流通機能の強化を図るため、漁港3か所において防波堤等を整備。

(7) 地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり

- 中山間地域において、地域資源を生かした特色ある農業・食ビジネスを実践するため、「地域資源活用プラン」の策定を支援するとともに、6地域において水田の畑地化に必要な基盤整備を実施。
- 農山漁村地域への訪問や滞在ニーズに対応するため、農林漁家民宿・農家レストランの開業を支援。
- 多面的機能支払交付金により、25市町村の1,001組織、97,867haにおいて農地・農業用水等の資源や農村環境を守る共同活動を実施。
- 森林経営管理制度等に基づく森林整備を推進するため、4市町において、航空レーザ計測を活用した森林情報のデジタル化を実施。

2 林内路網整備に関する年次報告について

森林整備課

「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき、林内路網整備に関し、県が講じた施策を報告する。

秋田県林内路網の整備の促進に関する条例（平成24年4月1日施行）
（年次報告）

第11条 知事は、毎年、林内路網の整備に関して講じた施策を明らかにする報告書を作成し、県議会に提出するものとする。

1 林内路網の整備状況について

- 令和3年度に講じた施策により、林道（林道＋林業専用道）延長累計は、目標3,492kmに対して実績は3,103kmとなり、達成率は88.8%であった。
- 森林作業道等については、目標6,846kmに対して実績は9,490kmとなり、達成率は138.6%であった。

単位：km、%

区分	令和2年度まで	令和3年度	合計	目標(令和3年度末)	達成率
林道	2,426.7	1.3	2,428.0	—	—
林業専用道等	661.0	13.7	674.7	—	—
小計	3,087.7	15.0	3,102.7	3,492.4	88.8
森林作業道	8,680.6	421.2	9,101.8	—	—
その他作業道	385.4	2.7	388.1	—	—
小計	9,066.0	423.9	9,489.9	6,846.3	138.6
合計	12,153.7	438.9	12,592.6	10,338.7	121.8

2 令和3年度に講じた施策について

- (1) 林道
森林資源循環利用林道整備事業により、2路線について1.3kmを開設。
- (2) 林業専用道
高能率生産団地路網整備事業等により、21路線について13.7kmを開設。
- (3) 森林作業道
造林補助事業等により、713路線について421.2kmを開設。
- (4) その他作業道
治山施設の管理用道路として、16路線について2.7kmを開設。

【参考】

○ 令和3年度に開設した主な林内路網



林道 前沢線
(大仙市)

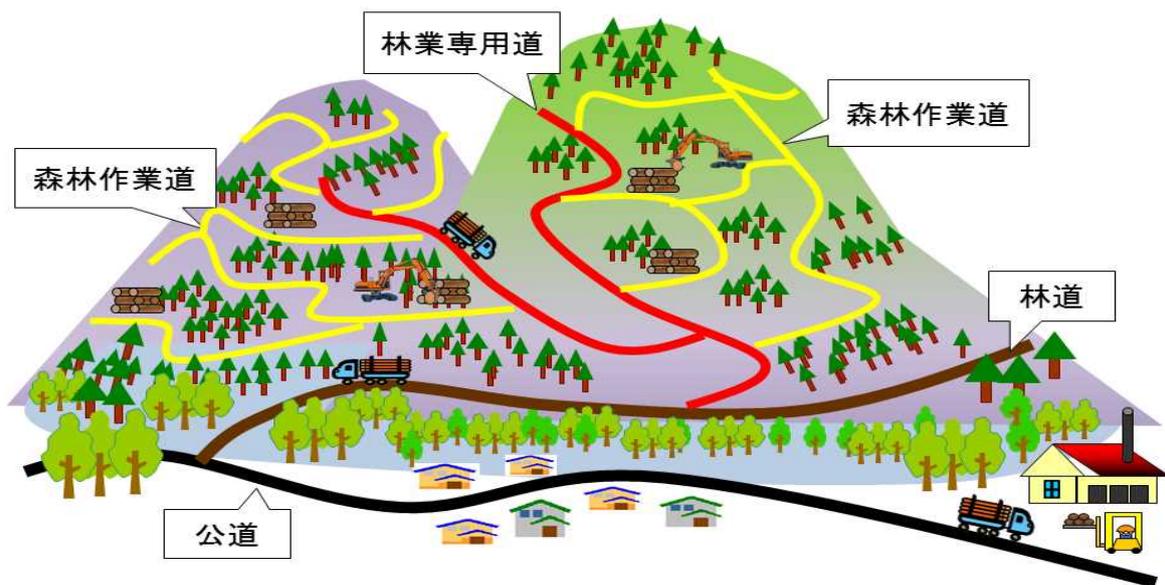


林業専用道 浅見内線
(五城目町)



森林作業道 マカ石線
(にかほ市)

○ 路網整備のイメージ図



- ・ 林 道：森林の管理や林産物の搬出のため森林内に開設する幹線道路。幅員4.0～7.0m
- ・ 林業専用道：林道を補完し、森林施業に供する道で、普通自動車（10t積みトラック）に応じた規格・構造を有するもの。幅員3.5m
- ・ 森林作業道：林業専用道等と組合せ、丸太の搬出等のため、主にフォワーダ等の林業機械が走行するための道。幅員2.5～3.0m
- ・ その他作業道：治山事業の管理道及び県営林経営事業の作業道等。幅員3.0～4.0m